東日本大震災に関するよくあるご質問

Q：総合共済に加入しています。今回の地震や津波による損害は補償されますか？

A：はい。損害程度に応じて以下の共済金をお支払いします。

（地震によって生じた火災による損害についても住宅災害等共済金をお支払いします）

		損害程度	共済金額
住宅災害等共済金	全壊・流失	66%以上	100 万円
	半壊	20～66%未満	40 万円
	一部壊	15～20%未満	30 万円
		10～15%未満	15 万円
		5～10%未満	5 万円
		5%未満	1 万円
災害見舞金	別棟の納屋、車庫、門、塀、垣等の損害	3 万円以上の被害	3 万円

※火災等共済金や住宅災害等共済金が災害見舞金と同時に支払われることとなる事由が生じた場合は、いずれか高い方の共済金が支払われますので、重複してお支払いいたしません。

Q：火災共済に加入しています。今回の地震や津波による損害は補償されますか？

A：火災共済では今回の地震・津波による損害に対し、「地震・噴火見舞金」を以下のとおり損害割合（額）に応じてお支払いします。

区分		損害割合(額)	支払額（1 口あたり）	支払限度額	
				a（建物＋家財）の両方加入の場合	b 建物、家財のいずれかのみ加入の場合
全損		66%以上	2 万円	200 万円	100 万円
半壊	A 級	46%～66%未満	1.1 万円	110 万円	55 万円
	B 級	20%～46%未満	7,000 円	70 万円	35 万円
一部壊	A 級	100 万円超	4,000 円	40 万円	20 万円
	B 級	50 万円超～100 万円	2,000 円	20 万円	10 万円
	C 級	20 万円超～50 万円	1,000 円	10 万円	5 万円
	D 級	20 万円以下	500 円	5 万円	2.5 万円
床上浸水 A（全床面積の 50%以上の浸水）	1 級	150cm 以上	7,000 円	70 万円	35 万円
	2 級	100cm～150cm 未満	6,000 円	60 万円	30 万円
	3 級	70cm～100cm 未満	5,000 円	50 万円	25 万円
	4 級	40cm～70cm 未満	4,000 円	40 万円	20 万円
	5 級	40cm 未満	3,000 円	30 万円	15 万円
床上浸水 B（全床面積の 50%未満の浸水）	1 級	100cm 以上	3,000 円	30 万円	15 万円
	2 級	100cm 未満	1,000 円	10 万円	5 万円

※空家契約、貸家契約は対象になりません。

Q：自然災害共済に加入しています。今回の地震・津波の損害についてどのような補償を受けられますか？

Ａ：損害の程度に応じて以下の共済金をお支払いします。

区分		損害割合 （または損害額）	支払額 （1 口あたり）		支払限度額 （600 口加入の場合）	
			大型	標準	大型	標準
地震等共済金	全壊・全焼	70%以上	3 万円	2 万円	1,800 万円	1,200 万円
	半壊・半焼	70%未満～20%	1.5 万円	1 万円	900 万円	600 万円
	一部壊・一部焼	損害額 100 万円超	3,000 円	2,000 円	180 万円	120 万円
地震等特別共済金 （20 口以上加入の場合）		建物の損害が 20 万円超 100 万円以下	―	―	一律 4.5 万円	一律 3 万円
付属建物特別共済金 （大型タイプで建物契約 20 口以上加入の場合）		別棟の納屋、車庫、門、塀、垣等	―	―	一律 3 万円	なし

※共済契約者または契約者と生計を一にする親族が今回の地震・津波による事故で死亡または身体障害の状態となった場合はその程度に応じて、1 口あたり最高 1 万円（支払限度額　1 事故 1 名につき 600 万円）をお支払いします。ただし、建物または共済の目的を収容する建物において、地震等が発生し、地震等共済金が支払われる場合に限ります。

＜注意＞

「全壊・全焼」「半壊・半焼」「一部壊・一部焼」のお支払いは、建物の損害額または家財の損害額が 100 万円を超える場合が条件となります。

Q：自然災害共済に加入していれば地震等による損害はすべて補償されますか？

Ａ：いいえ、損害額のすべてを補償することはできません。

ご契約いただいた共済金額を、損害の程度に応じてお支払いします。全壊・全焼の場合の地震等共済金は、大型タイプの場合で火災共済の火災等共済金（全焼損の場合）の 30%、標準タイプの場合は 20%となります。

Q：自然災害共済付火災共済の加入者です。被害箇所を早く修理したいのですが、何かしておくことはありますか？

Ａ：共済金の申請手続き前に修理される場合は、お手数ですが被害箇所のお写真をお撮りください（被害箇所だけでなく、全体がわかるように数方向から何点かお撮りください）。また、修理の見積書または領収書の取得もお願いします。

Q：共済金の申請について、時効はありますか？

Ａ：今回の震災についてはありません。請求申請ができるようになった段階で手続きをお取りください。

ただし被害箇所のお写真を撮っておいてください（被害箇所だけでなく、全体がわかるように数方向から何点かお撮りください）。また、修理の見積書または領収書の取得もお願いします。

Q：加入している火災共済に共済期間の途中で自然災害共済を付けたいのですが

A：災害救助法適用地域（東京都を除く）にある物件は、ご契約を引き受けさせていただくにあたって、損害の有無を確認させていただきます（契約物件の正面、側面、裏面の 4 面の写真を添付していただきます）。

なお、すでに地震による損害が発生している場合には、その損害に対して共済金はお支払いできません。また、増口される場合も同様です。

Q：自動車共済に加入していますが、地震や津波による損害は補償されますか？

A：地震、噴火または津波を原因とする損害は補償の対象になりません。

今回発生した津波により契約している自動車が流失等して、使用不能となった場合は、解約手続きをお取りください 。

新規車両取得の際、等級を引き継ぐためには中断証明書の提出が必要となります。後刻、ご案内いたしますので、解約手続き用紙の通信欄に津波による流失等、わかるように記載をお願いいたします。

Q：車両共済（車両保険）に加入していますが、地震や津波による損害は補償されますか？

A：地震、噴火または津波を原因とする損害は補償の対象になりません。

Q：車両共済（車両保険）に加入していますが、原子力発電所の事故による車両の損害は補償されますか？

A：核燃料物質、放射能汚染等を原因とする損害は、お支払いの対象となりません。

Q：交通災害共済で地震によるケガは補償されますか？

A：地震、噴火または津波を原因とするケガ（一般傷害補償＝損保補償分）は補償の対象になりません。

Q：地震によるケガで入院しました。医療共済で保障されますか？

A：はい。1 泊 2 日入院から保障します。また、1 入院につき年間 180 日まで保障します。